

事 務 連 絡
平成28年 9 月 14 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

平成28年台風10号に関する診療報酬等の按分方法等について

平成28年台風10号により被害を受けた保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）の行う療養並びに被災した医療保険の被保険者及び被扶養者（共済組合の組合員及び被扶養者を含む。以下「被保険者等」という。）に対する療養に関する診療報酬、調剤報酬及び訪問看護療養費（以下「診療報酬等」という。）の請求方法については、「平成28年台風10号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」（平成28年 9 月 7 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「9 月 7 日医療課事務連絡」という。（別添））により通知したところであるが、請求額の保険者又は公費負担医療の実施者（以下「保険者等」という。）による按分については、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

- 1 9 月 7 日医療課事務連絡の 2 により定める概算請求が行われた診療報酬等に関する保険者等の支払は、審査支払機関が以下に定めるところにより行う按分によるものとする。
 - （1）診療報酬等については、保険医療機関等ごとに、平成28年 4 月から平成28年 6 月までの各保険者の当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績に基づき按分する。ただし、平成28年 4 月から平成28年 6 月までの間において、当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績が 1 回のみ保険者は、按分の対象から除く。
 - （2）公費負担医療（地方単独事業を含む。）の診療報酬及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金（以下「指定公費」という。）による一部負担金等の一部の支払についても、（1）に準じて取り扱う。
 - （3）（2）に基づき指定公費により負担すべき費用については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」（平成20年 2 月 21 日付け保発第0221003号厚生労働省保険局長通知別紙）第二の 5 により、審査支払機関が支払うものとする。

2 9月7日医療課事務連絡の3により定める通常の方法による請求が行われた診療報酬等のうち、被保険者等が保険医療機関等に対して、台風被害により被保険者証等を提示できないため、氏名、生年月日、住所又は事業所名等を申し立てること等により療養を受けた場合（台風直後の混乱等やむを得ない事情により、氏名及び加入する医療保険の種別の申立等これに準ずる申立により療養を受けた場合を含む。）であって、住所地の保険者又は事業所が属する保険者において被保険者資格を確認できず、その者に係る保険者が特定できないときの当該診療報酬等に係る各保険者等の支払は、審査支払機関が以下に定めるところにより行う按分によるものとする。

- （1）診療報酬等については、患者の住所地又は事業所の所在地が属する道県内において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する全ての保険医療機関等に対する平成28年4月から平成28年6月までの各保険者の診療報酬等支払実績に基づき按分する。ただし、平成28年4月から平成28年6月までの間において、当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績が1回のみ保険者は、按分の対象から除く。
- （2）指定公費による一部負担金等の一部の支払についても、（1）に準じて取り扱う。
- （3）（2）に基づき指定公費により負担すべき費用については、1（3）と同様、審査支払機関が支払うものとする。

3 留意事項について

9月7日医療課事務連絡の2（1）により、概算による診療報酬等の請求を選択する保険医療機関等は、その旨を平成28年9月14日までに各審査支払機関に届け出ることとしているが、やむを得ない事情により提出期限以後に届出があったものについても、同様に取り扱っていただきたい。